



平成 24 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 梅 の 花
代 表 者 名 代表取締役社長 梅野 重俊
(コード番号 7604 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長兼経営計画室長
上村 正幸
T E L 0942-38-3440

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 11 月 14 日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を、平成 24 年 12 月 21 日開催予定の第 33 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

当社は、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、本日開催の取締役会において、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日として、1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用する旨ならびに会社法の規定に基づき、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）の変更及び第 7 条（単元株式数）の新設を行う旨を決議いたしました。（本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変動はございません。）

上記の変更に伴い、変更案第 8 条（単元未満株式についての権利）を新設し、必要となる条数の繰り下げを実施、合わせて附則の変更を行うものです。

2. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 24 年 12 月 21 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 25 年 4 月 1 日

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。(変更箇所は下線で示しております。)

現 行 定 款	変 更 後
<p>第2章 株 式 (新設)</p> <p>第8条～第38条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>1. 第6条の変更ならびに第7条の新設及びそれらに伴う条文の繰り下げは、平成25年4月1日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</p>	<p>第2章 株 式 <u>(单元未満株式についての権利)</u></p> <p>第8条 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第9条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>1. 第6条の変更ならびに第7条乃至第8条の新設及びそれらに伴う条文の繰り下げは、平成25年4月1日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</p>

以上